

神戸地方裁判所委員会（第2回） 議事概要

1 日時

平成16年2月20日（金）13：30～16：00

2 場所

神戸地方裁判所第1会議室

3 出席者

（委員）浅田文子，東徹志，梶山雅信，酒井茂樹，角田嘉宏，芹田健太郎，
福田康代，藤野亮司，松山恒昭，森岡安廣，吉田博（五十音順。敬称略）

（庶務）早苗知次，山本勇夫，寺田行廣，油谷和夫，西山実，中村壽章，木村貴志

4 議題

- ・ 神戸地方裁判所委員会（第1回）の議事概要について
- ・ 委員会通信について
- ・ 「裁判所の広報の在り方について」の説明
- ・ 「裁判所の広報の在り方について」の協議
- ・ 次回テーマ
- ・ 次回期日

5 議事

- ・ 神戸地方裁判所委員会（第1回）の議事概要について

上記議事概要の作成方について意見交換を行った。大きく分けて，かなり詳しいものではあったが，読みやすいのでよい，長すぎるので読んでもらえるか心配だし，作成の労力が大変だろう，本当の概要という意味でもっと簡略にしてほしい，という三つの意見が出された。委員の意見を参考に，議事概要の作成方について，事務局で検討することとした。

- ・ 委員会通信について

委員会と委員会の間に，委員に対して，神戸地方裁判所に関する情報を提供するため発刊することとした委員会通信について，意見交換を行った。

- ・ 「裁判所の広報の在り方」についての説明

総務課長から，神戸地方裁判所の広報の現状等について，別添資料に基づいて説明を行った。

- ・ 「裁判所の広報の在り方」についての協議

委員長：裁判所広報のスタンスの在り方について，御意見を伺いたい。

委員：将来制定されるであろう裁判員制度を予定したものであれば，それなりのやり方がある。それとも，一般的な裁判制度についての広報を行うのか。その辺をどう区分けしていくか。それによって広報の在り方が変わってくる。

委員：広報の目的，必要性からは，国民の信頼を得ることが一番大事だと思う。もし，国民から裁判所が信頼されなくなれば，裁判所に訴えても，何も解決しないということになり，それが一番の恐れなので，一般的に関心の高い事件について，スムーズに処理されていることを，即座に知らせることができる広報をしていくことが大事だと思う。国民の信頼とか理解というのは，単純に言えば，悪いことをしたら処罰される，しかも早く。裁判所としては，そのことが大事なのではないか。

裁判員制度が出てくると，国民のいわば教育は，裁判所が大きな担い手だろう。しっかり意見を聞いているという立場を示しての教育が必要なのではないか。このことは，国民の信頼を得ることとは別個に，きちんとした対応をする必要がある。

委員：思っていた以上に裁判所は情報発信している。それを私たちがいかにキャッチしてないかがよくわかった。

今回，裁判所からの案内が所属団体に届いたが，周囲の者は，裁判所から封書が来ているのを見ただけでびっくりした。これが現状だろう。傍聴も可能だが，自分で飛び込んで聞いたりというのは，一般的には無理だろう。いかにまだ裁判所の敷居が高いかということを感じる。

委員：何かあったときに頼りになる，信頼される裁判所というイメージを作るために，近寄りやすいイメージを払拭することが一番基本にあると感じる。ただ，広報にはいろんな目的があり，その対象者はみんな異なっている。ねらいを定めて行わないと，ばらばらな広報になってしまう。ターゲットを絞って広報を行うことも大事だと思う。

委員：ずっと以前に，弁護士をつけないと裁判がうまくいかないと聞いたことがあるが，そういうことを知らせていく広報なのか，あるいはもっともっと裁判所自体に来て，親しんでほしいという広報なのか，どちらなのかよくわからない。

委員長：国民としてはどちらを希望しているのか。

委員：要は，裁判所に来たときにどれだけメリットがあるかということだ。それをうまくアピールできたらいい。

委員長：事件が解決されるというメリットがある。まずは，その前の問題だろう。

委員：だとしたら，弁護士に相談しなくても，自分で疑問に思ったらすぐ裁判所に来てください，すぐ裁いてあげますよということになるのか。

委員：司法改革の中で，司法の役割は，もう少しその地位を上げなければならないと思う。行政指導中心から，今後は，受動的に裁判所で処理するという流れの中で，市民が裁判所に恐れを抱くことのないような司法行政を進めてほしいし，司法の一番中心となる裁判所が広報してほしい。今度の司法改革と広報というテーマとは，大きな関係があるし，重要な問題だろう。いろんな面で，例えば少額訴訟などで，裁判所は，市民にとって身近な問題になっていかざるを得ない。そういう意味で，広報のポイントを絞るよりも，それぞれの需要に応じて，あちこちに手を広げて，情報をもう少し広報することが重要である。

委員：今まで，裁判所というのは，多くの国民にとって無縁の存在であった。それが，行政の事前規制が，事後規制に変わると，それが紛争になって裁判所に持ち込まれることも増えてくる。それから，少額訴訟等でも，国民が裁判所にかかわる機会がどんどん増えてくるだろう。そういうときに，裁判所に行ったらいいんだというふうに，まず思えるような関係を，裁判所と国民の間で作る必要がある。それが裁判所に対する理解と信頼だと思う。それをするための広報を進めていく必要が一つある。

もう一つは，裁判員制度により，多くの国民が，当事者や証人として裁判に関与するのではなく，裁く側の一人として裁判に関与することになる。そうすると，これまで，裁判所とは無縁だと思っていた人が，今度は，裁判員として，国民の義務を果たす機会が生じる。そういう人たちが，裁判員になって初めて，裁判所とは何かというように考えるのではなく，日ごろから裁判というものに関心を持って，裁判員の通知が来たときに，ひるまないで，そういう仕事をやってみようという気持ちにならないといけない。そういう意味でも，裁判所に対する理解，信頼を得る必要がある。

委員：一般的な広報の目的ということで，国民が考えるのは，要するに紛争解決の最後の判断をしてくれるのが裁判所であるということである。だから，広

報に関しても，そういう広報をもっとやる必要がある。この委員に就任する前には，考えもつかなかったようなたくさんの広報活動を，裁判所がやっていることは，正直びっくりしたが，それが県民，市民の中に浸透していないと思う。

委員：私の周囲には，裁判所へ行ったことがある人がほとんどいない。本当に裁判所は一般の社会から浮いているという感じがする。普通はできるだけ避けて通るところというイメージがものすごくあるのだが，裁判所に一度でも入ってみると，ここの職員も皆，優しいことがわかる。できたら一世帯に一人ぐらい裁判所へ行くとなると，家族で話をし，それがまた友人達に伝わって，裁判所がこういうところだという話が広がる。それがPRとなっていて枝葉になっていくのではないか。見学でも何でもいいが，初めての人が裁判所に来やすいようにすべきだと思う。

委員：一般の人に浸透しないのは，パンフレットがあるのも，ビデオがあるのも裁判所というように，広報する場所が，裁判所を中心に行われているからだと思う。それが，市役所とか町役場の法律相談とか相談窓口で，そういうパンフレットがあるかとかいうことを考えたらどうだろう。

委員：同意見。一般の人は，まず弁護士に相談しないといけない，そういう煩わしさがあるようで，裁判で勝てるような紛争でも，泣き寝入りする人もいる。裁判所へ自分で行って相談するようなことをおっくうがるというのが，一般的である。だから，市役所や消費者センターなどの相談の窓口には，パンフレットなどは必ず置いてもらえると思う。待ち時間などに，自分でも裁判できるというようなパンフレットなどがあれば喜ばれると思う。

委員：商工会議所などもいいかもしれない。消費関係などのいろんな相談事のチラシだけでも50種類ぐらい出しているが，紛争解決の一番最後になる裁判所のPRは多分やっていないと思う。

委員長：裁判員制度導入との関係での子供のころからの司法教育で，裁判所はどのような役割を果たしていけばよいか御意見をいただきたい。

委員：小学生などに，裁判所へ来てもらい，実際に見学をしながら，簡単な身近な質問に答えることによって，まずは裁判に関心を持ってもらうというところから始まると思うが，もう司法の世界で働きたいというような気持ちを抱いてやってくる人とは全然違うと思う。したがって，教育の場とするのか，

将来の人材を育成する場とするのか、きっちりとねらいを定めて広報を実施すべきではないか。

委員：この4月から発足するロースクールの中には、現職の裁判官が派遣される制度もとっているのですが、専門教育については、裁判所自体が関わるべきではないという気がしている。これまでの法学部教育は、法曹教育ではなくて、いわばよき市民を作るための教育であったと思う。今回、ロースクールができたが、学部教育をどうするのかという議論はされていない。学部教育を終えたこれまでも、裁判所については余り教育していなかった。だから、一般の国民に対する信頼と理解のPRというのは非常に大事だという気がする。

しかし、何よりも急務だと思うのは、裁判員制度に向けて、検察審査会の実情をきちんと検討して、どうあるべきかということ、裁判所が担うのではないかということである。裁判員と一緒に対峙するのは裁判官であるし、裁判所が担わないと今の学校教育の中ではどこもできない。だから、裁判官の教育も必要だし、裁判員の教育も必要なので、その両方を含めて早々に概算要求しないといけないと、私は勝手に危機意識を持っている。

委員：裁判員としてふさわしい人間をつくるという教育というのはあると思う。それには何が必要かということを考えてみると、そのときのミニマムというのは、結局、世間の常識みたいなものだと思う。ところが、世間の常識で、今の司法制度がどこまでわかっているのだろうと思うと、世間で問題とされている人が起訴されてから裁判に10年もかかるとか、忘れたころにそういう判決が出るということが市民にはわからない。それから、市民感情として、そういう悪いと思っている人に弁護士がついている。何でこういう制度があるのだということは最低限必要な常識だと思う。それから、この間、青色ダイオードについての損害賠償請求で200億円払えという判決が出たが、なぜああいう結論になるか疑問に思っている人がいる。十分な攻撃が行われて、十分な防御が行われて、初めて、一般に妥当と思われる判決が出せるということがわかってないから、そんなことを言うことになる。市民が司法制度について抱いている誤解を解くことが一番重要だと私は思う。その常識を広めるということの役割は、ある程度は裁判所が担っていかなければならない。

それから、そういうことが重要だということが社会科の教科書にきっちり出ていないといけないという意見を出して、教育の場にそれを持っていかな

ければならないと思う。

委員：私は、裁判所は、多少敷居が高くてもいいと思っている。ただ、せっかく作ったリーフレットのようなものをもっと一般の方の手に入ればと思う。そうすれば、裁判所の方から、近づいていかななくても、市民の方から裁判所への関心をもってくると思う。

委員：所属団体では、兵庫県の中学生、高校生に、少なくとも高校卒業までの間に1回ぐらいは専門家の話を聞かせてあげようという活動を、徐々に進めている。神戸地方裁判所でしている広報活動を見ると、よくしていると思うので、こういう活動の延長線上での司法教育を定着させて、兵庫県全体でやっていただきたいと思う。

委員長：神戸地方裁判所で行っている広報についての御意見を伺いたい。まず、出前講義等の実情について、裁判所委員から説明する。

委員：平成14年5月に神戸甲北高校の2年生、3年生を対象に、公民の授業の一環として出前講義を行った。事前に、高校の教科書でどんなことをやっているのか確認して、裁判官はどのようにしてなるのか、どのような仕事をしているのかなどを、内閣の任命辞令や法服を持って行って見せながら、1時間半ぐらい講義をし、その後質問も受けてきた。それから、法廷傍聴に来る小学生、中学生に対しても、時間が余れば、なるべく説明をして、質問を聞いて、それから最後に、希望者に裁判官席に座ってもらったりしている。

委員：出前講座は、行った先では非常に喜ばれているということだが、やはり高校生、中学生、小学生に裁判のことを話すのが最大の広報だと思う。私の所属団体でも、高校卒業後に、サラ金問題や消費者問題で紛争に巻き込まれることが多いことから、高校2年生、3年生を対象に利息の問題や闇金の問題とか消費者講座をやっている。平成14年には、兵庫県の公立と私立合わせて224校の高校すべてに案内を出して、講師を派遣したのが、平成14年度で27校、平成15年度で29校あった。ところが、この中で、神戸市内の高校は、平成14年で6校、平成15年度で4校しかなかった。神戸市内はいろんな団体が各種行事を行っているので、郡部に需要が多いと思う。それと、意外と需要が多いのが短大である。何かトラブルがあったときには裁判所に行ったら解決できるということで、法律全般のPRを兼ねて、具体的に広報したらものすごく喜ばれると思う。

- 委員：私の所属団体でも広報ビデオを作ったり，広報するシステムはあるが，実際はなかなか来る人は少ない。学校の場合には，教育委員会あてに案内を出して，各学校に配布してもらうことにしている。
- 委員：学校で裁判について学ぶ時期というのは，ある程度決まっているので，そのときをターゲットにしてねらえばいい。出前講座などは，行った学校では大変評判がいいという話だが，ホームページの中の講師派遣についてのお知らせは，たった5行しか書いてない。例えば，学校に行って喜ばれれば，その内容や写真が載っているだけでも印象が随分と違う。行ってみたいな，来てもらいたいなと思われる度合いが高まると思う。
- 委員：行った先の感想文を載せるというのも，映画などの宣伝コメントのようでよい手だという気がする。
- 委員：行事を行い，よかったという人のことをホームページなどに掲載すると，そこからさらにその場にはいなかったけれど，そうだったんだろうなという思いをすることによって，希望者が広がっていく。そういうことが大事なことだと思う。
- 委員：高校の教科書にも中学の公民の教科書にも，一応裁判のことはみんな書いてある。しかし，子供たちにとっては，これは暗記科目に過ぎない。だから，生身の裁判官が話をするのはよいと思う。高校の先生が裁判所に来て，ああすごいなと思って教えれば，多分それもおもしろいことだと思う。何をしたらよいかではなく，裁判官が生で話しているということで，子供たちは目を輝かせるんじゃないかと思う。
- 委員：出前講義をできるだけ進めればよいと思う。内容的には学校の希望に応じてということだが，裁判制度そのものを教育するということになるのか，それとも裁判官の人柄を出すべきなのか。
- 委員長：生身の裁判官が行って，裁判官はこんな人ですよというような話もあれば，制度の話をすることもある。ある小学校では，二つのクラスに，各クラス二人の判事補が受け持って，一つのクラスの方は，資料を与えて有罪か無罪かというディベートをやらせた。そのディベートを通じて裁判制度というものを理解させるということを目指したのだろうと思う。もう一つのクラスは，模擬裁判を実際にやらせて，裁判官役も子供にやらせて，司法制度というものを理解させるということをした。いろいろなやり方を工夫している。

続いて、神戸裁判デーについての関係の御意見を伺いたい。

委員：12月の裁判デーの様子がホームページに出ていたが、写真も大きく出て、そのページは非常に読みやすかった。

委員：裁判デーは公募になっているが、例えば特定の団体の人、消費者団体で相談窓口をしている人たちを対象に来てもらうというのも一つの方法だと思う。

委員長：ホームページの関係で、改善策はないか。

委員：お知らせコーナーのところは、各地裁ごとに、いろいろな記事を載せているが、そういうところに、コラムのようなコーナーやページを設けて、例えば、神戸地方裁判所の建物について解説するとかいうことも、一つの取っかかりになるのかもしれない。裁判所は、由緒ある建物であることが多いので、そういうページができると、一般の人たちは興味を抱いて、気軽に裁判所のホームページに来るきっかけになるかもしれない。

委員：神戸地方裁判所のホームページへのアクセス数をカウントできるようにならないのか。

委員：神戸地方裁判所独自のホームページを作ってほしい。兵庫県の広報ということでいえば、そういう方向も考えてほしい。

委員：インターネットも大分普及はしているが、まだできない人もいるので、新聞、チラシ、ポスターという媒体も考えてほしい。

- ・ 次回テーマ

裁判所の広報の在り方について（続）

（裁判所に対する疑問点を、国民の視点からとらえ、広報の在り方について、さらに掘り下げて議論する。）

- ・ 次回期日

平成16年6月22日（火）13：30～16：00